

微酸性電解水(次亜塩素酸水)の法的規制

● 農薬として使用できる

特定農薬の指定

平成 26 年 3 月 28 日農林水産省・環境省告示第 2 号
(特定農薬を指定する件の一部を 改正する件) が公布され、平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号の一部が改正され、特定農薬として、現在、「エチレン」、「次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」、「重曹」、「食酢」及び「天敵※」が指定された。

● 有機栽培に使用できる

有機農産物の日本農林規格

(平成 29 年 3 月 27 日農林水産省告示第 443 号)
農産物に重大な損害が生じる危険が窮迫している場合、別表 2 の農薬に限り使用することができる。
別表 2 のリストの中に、次亜塩素酸水と記載された。

● 最終工程で、すすぎの必要なし

厚生労働省医薬局食品保健部基準課長

食基発第 0610001号、平成 14 年 6 月 10 日発行

次亜塩素酸水の使用基準にいう「次亜塩素酸水は、最終食品の完成前に除去しなければならない。」とは、有効塩素が最終食品に残留しないよう十分に水洗等を行う主旨であるが、水道水等にも有効塩素が含まれることから、当該使用基準に係る指導等に際しては、各地域における水道水中の有効塩素濃度を考慮する等、適切な対応を図られたい。

したがって、微酸性電解水による殺菌後、有効塩素が検出されなければ水洗いをする理由が無い。